



ベニズワイガニ（日本海系群）①

ベニズワイガニは日本海、オホーツク海、銚子以北の本州太平洋沿岸に広く生息し、本系群はこのうち日本海の本州沿岸に分布する群である。漁業の違いにより、大臣許可水域（東経134度以西の鳥取県から島根県の地先と沖合漁場）と知事許可水域（青森県から兵庫県の各県地先）に分けられる。

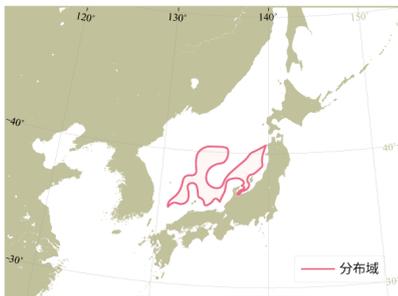


図1 分布域

水深400~2,700mに広く分布し、分布の中心は1,000~2,000mである。

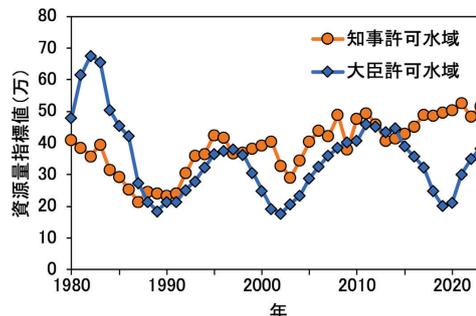


図3 資源量指標値の推移

各水域の資源量指標値として、漁獲量の大半を占めるかご漁業の単位努力量当たり漁獲量（CPUE）を標準化した値と漁場面積を乗じた値を用いた。

大臣許可水域の資源量指標値は2014年以降は大きく減少したが、2020年以降増加に転じ、2023年は38.2万であった。知事許可水域の資源量指標値は2004年以降は緩やかな増加傾向にあり、2023年は51.6万であった。

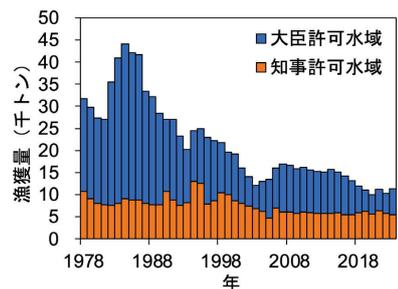


図2 漁獲量の推移

大臣許可水域では2015年以降は減少傾向が続いたが、2023年は増加して5,939トンであった。

知事許可水域では2007年以降6,000トン前後で推移しており、2023年は5,390トンであった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ベニズワイガニ（日本海系群）②

本系群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和6（2024）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。本系群は2つの海域（大臣許可水域・知事許可水域）を別に評価しているため、それぞれの海域について適用した結果を示す。

大臣許可水域

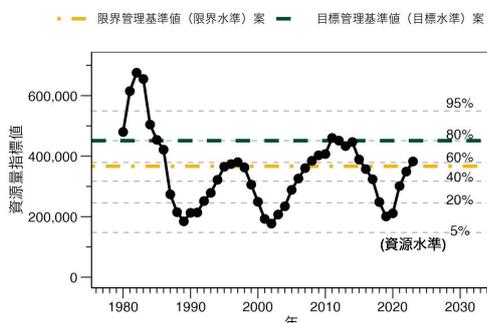


図4 資源水準および管理基準値案

標準化CPUEと漁場面積の積により求めた値を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2023年の資源量指標値（38.2万）は61.0%水準に相当するため、限界管理基準値案を上回る。

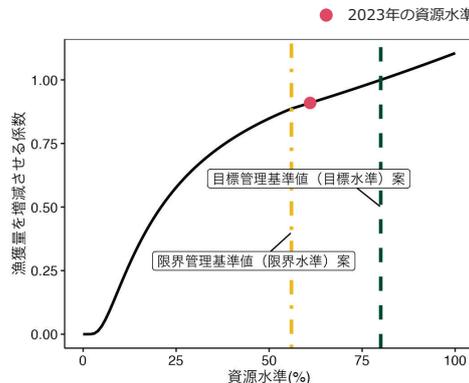


図5 漁獲管理規則案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2023年）の資源水準（61.0%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.91である。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ベニズワイガニ（日本海系群）③

大臣許可水域

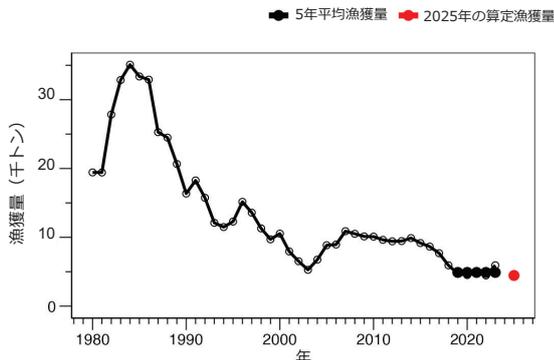


図6 漁獲量の推移と2025年の算定漁獲量

直近5年間（2019～2023年）の平均漁獲量（黒丸、4,896トン）に2023年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.91）を乗じて算出される2025年の算定漁獲量は4,453トン（赤丸）となる。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）案	80.0%	1.000	451,093
限界管理基準値（限界水準）案	56.0%	0.887	366,784
現状の値（2023年）	61.0%	0.91	382,469

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。

2023年の資源水準は61.0%であることから、2025年の算定漁獲量は4,453トンと算出される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ベニズワイガニ（日本海系群）④

知事許可水域

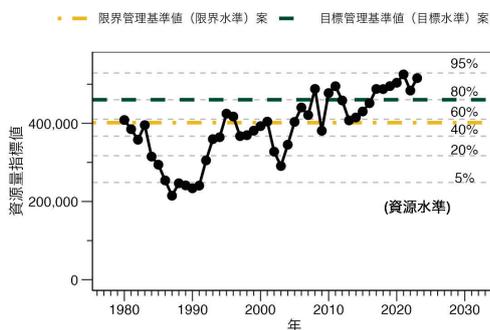


図7 資源水準および管理基準値案

標準化CPUEと漁場面積の積により求めた値を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2023年の資源量指標値（51.6万）は93.2%水準に相当するため、目標管理基準値案を上回る。

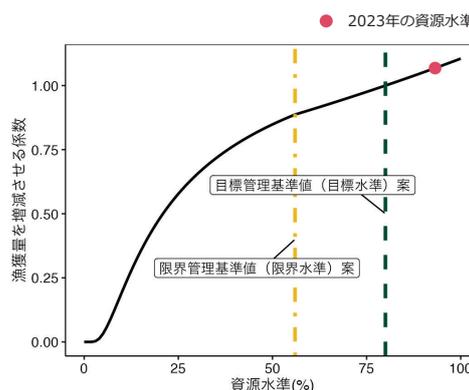


図8 漁獲管理規則案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2023年）の資源水準（93.2%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は1.07である。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ベニズワイガニ（日本海系群）⑤

知事許可水域

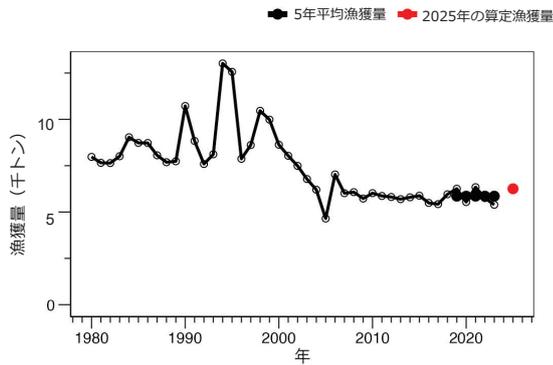


図9 漁獲量の推移と2025年の算定漁獲量

直近5年間（2019～2023年）の平均漁獲量（黒丸、5,855トン）に2023年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（1.07）を乗じて算出される2025年の算定漁獲量は6,254トン（赤丸）となる。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）案	80.0%	1.000	460,420
限界管理基準値（限界水準）案	56.0%	0.887	401,629
現状の値（2023年）	93.2%	1.07	515,628

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。
2023年の資源水準は93.2%であることから、2025年の算定漁獲量は6,254トンと算出される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

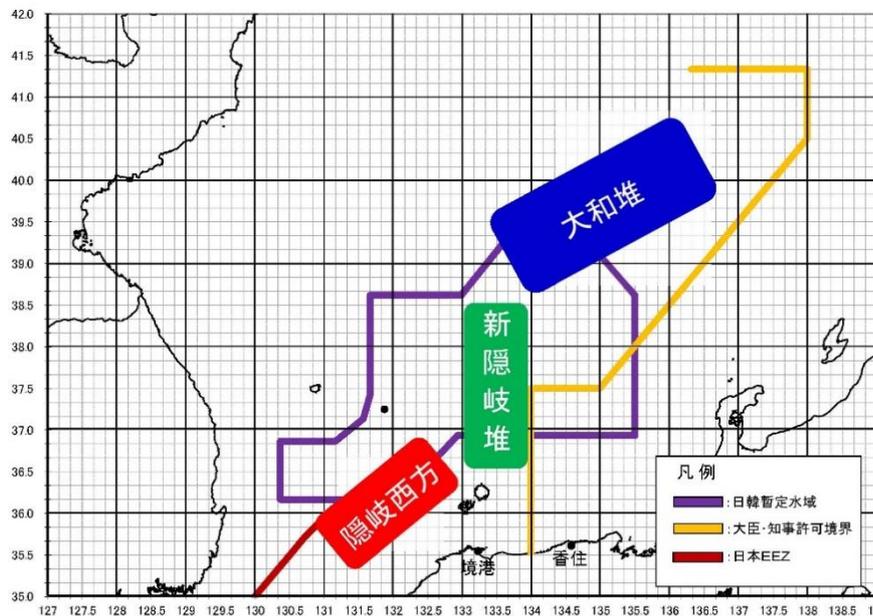
日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組について

1 日本海べにずわいがに漁業（大臣許可漁業）

(1) 漁業の概要

「日本海べにずわいがに漁業」は、東経 133 度 59 分 50 秒以西の鳥取県から島根県にかけての地先と大和堆・新隠岐堆などの沖合漁場で「かにかご」を使用して行われる大臣許可漁業であり、操業期間は 9 月から翌年 6 月末までの 10 か月間である。1 航海の日数は操業水域によって異なるが、通常数日から 10 日程度で各操業船の漁場は周年ほぼ固定されている。

日本海べにずわいがに漁業の主要漁場



(2) 資源管理の方向性

資源の維持又は増大を図るため、操業区域や操業期間、船舶別の年間の漁獲量上限（以下「I Q」という。）の設定等を行う公的管理に加え、自主的管理として、日本海べにずわいがに漁業を営む漁業者が参加する「資源管理計画」及び海洋水産資源開発促進法に基づく「日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定」において、保護区の設定、漁具規制、小型ガニの保護等の自主的管理に取り組んでいる。また、「資源管理計画」は令和 6 年 3 月末で終了し、現在、漁業法に基づく「べにずわいがに日本海系群に関する日本海べにずわいがに漁業の資源管理協定」へ移行し、新たに資源管理に取り組んでいる。今後、改正漁業法に基づく T A C 化に向けた検討を関係者間で進めているところ。

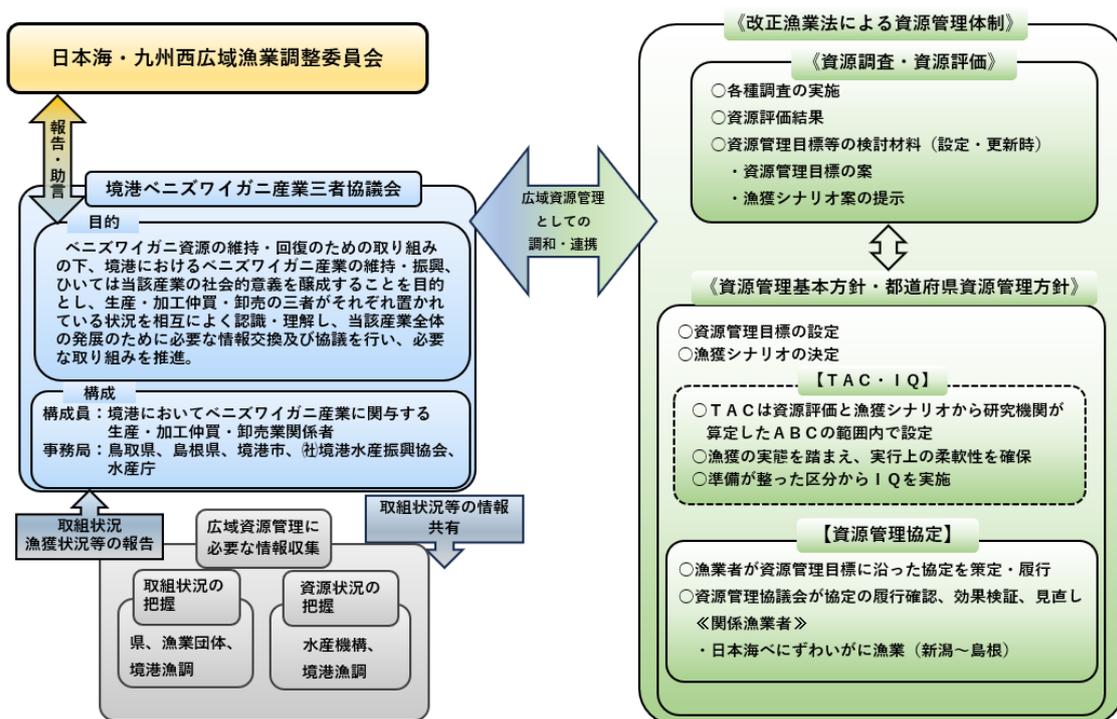
(3) 関係者による連携を図るための体制

境港においてベニズワイガニ産業に關与する生産・加工仲買・卸売業関係者からなる「境港ベニズワイガニ産業三者協議会」を随時開催し、国、関係県の行政・試験研究機関、(国)水産研究・教育機構等を含めた関係者間で資源管理措置の取組状況等の情報共有等を行うことにより、適切な資源管理を推進する。



三者協議会の開催状況

日本海沖合ベニズワイガニの広域資源管理



(4) ベニズワイガニ広域資源管理に関する取組状況(直近3カ年)

1) 広域資源管理に係る会議の開催実績

開催時期	参加者	会議の概要
R6. 7. 29	漁業者、仲買加工業者、	・前年漁期の水揚げ結果
R5. 7. 31	卸売業者、関係県行政、	・ベニズワイガニの資源動向と生態
R4. 7. 27	(国)水産研究・教育機構 他	・当年漁期の省令 IQ 設定 等

2) 資源管理措置の取組状況

ア 公的管理措置

管理措置	内容等
操業区域	漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第1の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域
操業期間	9月1日から翌年6月30日まで
許認可隻数	200トン未満の船舶 11隻（新潟県2隻、兵庫県1隻、鳥取県2隻、島根県6隻）
採捕制限	雌ガニ及び甲幅9センチメートル以下の雄ガニの採捕禁止
水深規制	水深800メートル以浅の水域での操業禁止
漁具規制	かごの側面最下部に内径9.5センチメートルの円形脱出口を3個以上設けたかごの網目の内径の長さは13センチメートル以上
漁獲量の制限	省令IQの設定（令和6年漁期のIQ：5,930トン）

イ 自主的管理措置

管理措置	内容等
保護区の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月1日から6月30日までの期間、農林漁区827区（暫定水域を除く）での操業禁止 ・水深1,700メートル以深の水域での操業禁止
漁具規制	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に使用できる連及びかごの最高数は、25連4,500かご（1連当たりのかご数180かご） ・休漁期間中の残置かごの網裾の解放
小型ガニの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・かごを敷設した後は3日以上浸漬 ・甲幅9センチメートル以下のベニズワイガニ（混獲した小型ガニ）の速やかな海中還元
休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月1日から6月30日まで ・毎月2日間の停泊の実施（荒天又は事故で連続2日以上休業した場合は、後日1日停泊） <p>※兵庫県のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海べにずわいがに漁業の操業可能期間（9月1日から翌年6月30日まで）のうち、15日以上休漁を行うものとする。（べにずわいがに日本海系群に関する日本海べにずわいがに漁業の資源管理協定）
漁獲量の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・省令IQを適切に管理するため、1箱当たりの漁獲物重量は30kg

※これら自主的管理措置を定めた海洋水産資源開発促進法に基づく「日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定」を令和9年まで引き続き遵守すべく、令和4年8月1日付けで関係者により協定を締結。

また、従来の資源管理計画は令和5年度で終了し、令和6年度から改正漁業法に基づく資源管理協定（べにずわいがに日本海系群に関する日本海べにずわいがに漁業の資源管理協定）への移行したところ。今後、改正漁業法に基づくTAC化に向け、関係者と協議中。